

け-31  
防587

電子複写不可

昭和二十八年二月二日

パラワン憲兵分隊塔務書類



防衛研修所図書館

209 341

自六月一日 至六月十五日 果氏族敵不軍紀事例ハニラシニ憲兵分隊

区分事	例	区分	確度	反	警	處
將校一衛生部監督官一軍				電報機止ヲ	ニ元トテモ	
囑託(高等官及)一ハプル				以テ兵心ヲ弛	ヲ先在指揮官	
トプリンセサ駐留部隊先佐				據シテアリタル	ニ軍實ヲ速	
指揮官ノ禁令ヲ犯シ	饗應ヲ			當地方官長	報	
ハ六月五日ニ〇〇ヨリイウシテ	受ケ軍ノ	甲		ヲシテ日本軍	同官ヲ捕縛	
刑務開拓農園ニ至リダ	威信ヲ失			想易シト感	捕正ニ妨カ	
ニス揚ニ立入り酒食ノ豫慮	盛ス			ヲ興ヘタリ	シテアリ	
ヲ受ケ					ニ其後新	
ニ尚土民住宅ニ禁止ニ反シ					行務ヲ中	
職務外ニ比人住宅ニ立入ル					止ニ眞面	
下士官一兵四ハ五月上旬以降					目ニ販秀	
					シツテアリ	
					ニ元トアリ	

343

209 343

係	任	班	長	分

バラワン憲兵第八日號

投降(帰順)状況調査ニ關スル件報告

昭和十八年五月二十五日

バラワン憲兵分隊長

比島憲兵隊長殿

本旬間ニ於ケル首題ノ件該當事項無之付報告ス

發送先  
隊長

暹入	兵長一ハ廻番勤務中六月一日突合往復途中ニ兵空家ニ入リ比女ト共ニビアヲ彈奏ス	兵長一ハ自己勤務無線兵	信所ニ比女ノ出入ヲ許シ四月下旬ヨリ六月下旬迄ノ間數回ノ精交關係ヲ結ビ居タリ	勤務中比女ト共ニ	甲	右	同	寺元佐指
								官ニ切カ指
								導ニ任ニアル
								本件行爲
								有ハ憲兵取
								調ニ説諭
								スルト共ニ
								非違ノ通報
								六月六日迄
								監警ヲニ
								口氣通リ

(了)